

工 事 別 編

第14章 ほ場整備工事

第1節 調査及び施工計画

1. 事前調査における留意事項

ほ場整備工は、区画整理を中心とし、道路工・水路工等、数工種を併せた面的に広汎な工事であり、工事に当たっては、作業の安全、公害防止及び一般交通等の安全を確保するために、次の事項について調査を行い、施工方法を決定すること。

- (1) 事前調査における留意事項については、第1章第2節事前調査に準じること。
- (2) 周辺の地形・地質、付近の地上構造物（電柱含）及び地下埋設物（ガス管・上下水道・ケーブル等）、その他水利状況、特に湧水箇所並びにこれらを水源とする井戸施設等の状況。
- (3) 施工現場付近の人家並びに地区隣接の市街地等通路・排水路・交通量の状況。

安衛則 154, 355

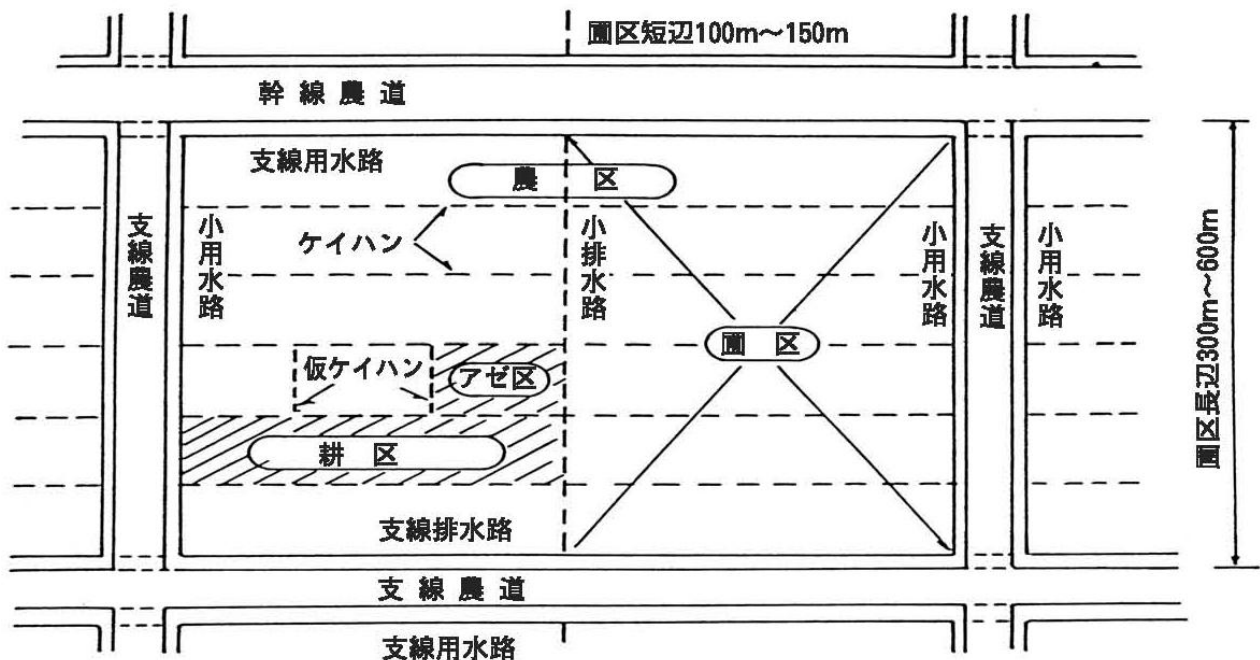


図14-1 区画整理計画図

2. 施工計画における留意事項

施工計画における留意事項については、第 1 章第 3 節施工計画及び第 1 章第 4 節計画の届出等に準じること。

第 2 節 一般心得

1. 安全措置の一般

- (1) 安全措置の一般については、第 2 章安全措置一般に準じること。
- (2) 作業の計画、指揮命令系統及び作業の順序・方法等をあらかじめ作業員に周知させるとともに、現場事務所・現場詰所
安衛則 35
に
関係書類等を掲示しておくこと。
- (3) その日の作業を開始する前に作業現場をよく点検し、工
安衛則 358
事
用機械・安全施設等の安全確認を行うこと。

2. 地下埋設物一般

地下埋設物一般については、第 3 章地下埋設物一般に準じること。

3. 掘削・盛土作業時の留意事項

- (1) 掘削・盛土作業時の留意事項については、第 7 章土工工事に準じること。
- (2) 盛土場所は、排水処理を行い、法面勾配はなるべく緩やかにし、法肩の防護を十分にするとともに、重量物を置かないようにすること。

第 3 節 機械施工（基盤切盛・整地・道水路工）

1. 機械施工の留意事項

- (1) 機械施工の留意事項については、第 4 章機械・装置・設備一般に準じること。
- (2) ブルドーザ等の作業については、次の事項に留意するこ

と。

- ① 集落周辺で施工する場合は、騒音・振動等に十分注意し、夜間作業は行わないこと。
- ② 急傾斜地等で作業する場合は、機械足場の確保を行い、機体を水平に保つこと。
- ③ 急傾斜地では、急発進、急旋回等の危険な操作はしないこと。
- ④ 作業範囲内の安全確認を常に心がけること。

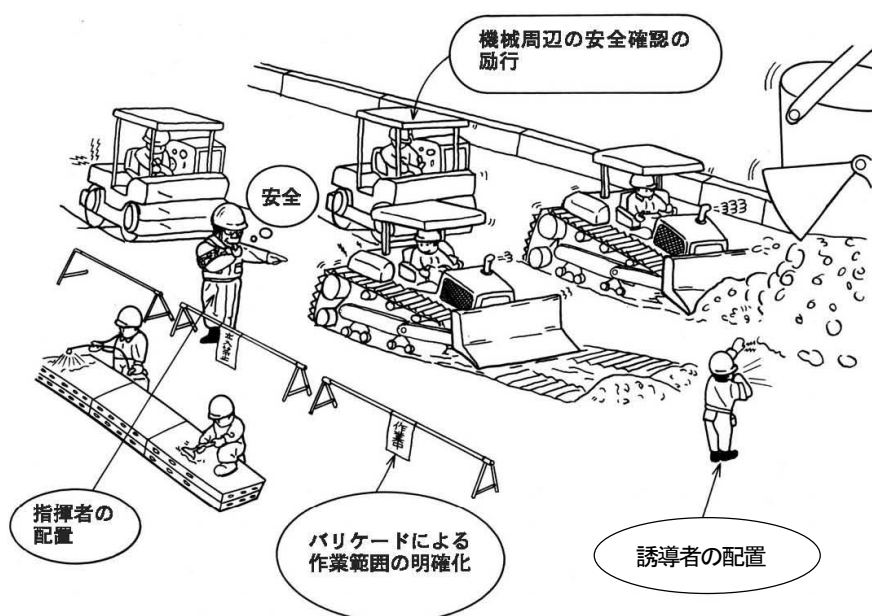


図14-2 機械周辺の安全管理

第4節 コンクリート二次製品等の施工

1. 集積

コンクリート二次製品等を集積する場合は、平坦な地形を選定し、角材等を敷いて、製品等の沈下、継手部の接地等を防止すること。

また、段積みをする場合は、制限段数以下とするとともに、くさび止め、ロープ掛け等で崩壊を防ぐこと。

2. 小運搬・据付

コンクリート二次製品等の小運搬・据付けに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 作業中、据付作業員は、コンクリート二次製品の真下に位置しないようにすること。 安衛則 537
- (2) 作業中は、墜落・衝突等事故が生じないように留意するとともに、安全確保のため、作業範囲内にほかの作業員を入れないこと。 安衛則 530、537
- (3) 手車等で小運搬をする場合は足場に留意し、軟弱な場合は敷板等をして、転倒防止等、安全確保に留意すること。
- (4) シャベル等をてことして使わないこと。
- (5) 据付けに際しては、継手箇所で負傷しやすいことから、十分な保護対策を行うこと。また、落差のある所で高所より低所に人力で据付けする際にも、十分足場関係に留意しながら、滑動・転倒等の防止対策に万全を期すること。

第 5 節 人力施工

1. 人力施工の留意事項

- (1) 人力施工における留意事項については、第 7 章第 3 節人力掘削に準じること。
- (2) 車両系建設機械と同時に人力作業を行う場合は、誘導者を配置して行うこと。 安衛則 158

第 6 節 事業地域内の安全確保

ほ場整備事業は、施工区域が広範囲であるため、通常、区域内にはいくつかの集落があり、常に第三者の出入りがあるので、第三者に対しても十分な安全確保の対策を講じること。 公災防 5

1. 道路工

(1) 生活道路等の路線変更・切替は、事前に関係者と打合せ、また、切替時の周知及び標識（夜間標識・路線変更標識）の設置を行うこと。

公災防 10、15、
23、24

(2) 交通量が多い道路及び生活道路を施工するときは、仮回し道路を設ける等、一般車両等の通行を確保すること。

公災防 25

2. 水路工

(1) 生活水路等の路線変更・切替は、事前に関係者と打合せを行い、緊急時（火災・災害等）の連絡方法・場所を周知させ、地区内に標示すること。

公災防 10

(2) 集落周辺の水路施工中は、転落等の危険が予想されるので、安全施設（夜間標識・照明・柵等）を設置すること。

公災防 15

3. その他

集落周辺で水替ポンプ等に電気を使用する場合は、その管理を一定の有資格者等にさせること。

電事法 43

また、ケーブル線を使用する場合は必ず支柱に吊り下げ、必要があれば柵等を設置して、感電事故の防止を図ること。

安衛則 338

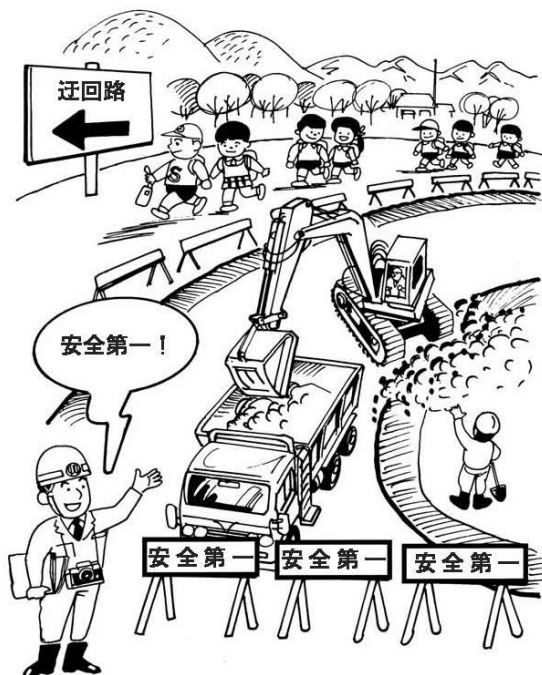


図 14-3 第三者の安全確保

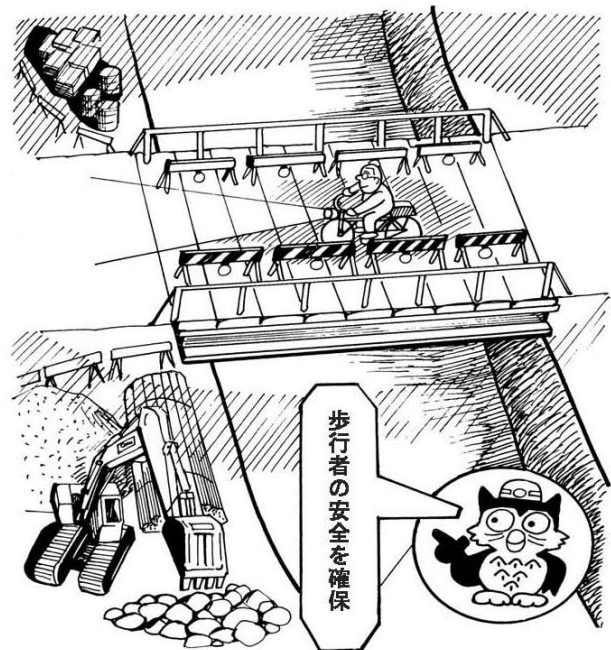


図 14-4 夜間の安全確保